

いじめ防止基本方針

2026年度版

野々市市立御園小学校

目次

I. いじめ問題の基本認識

1. いじめの構造
2. いじめの原因
3. いじめの様態

II. いじめの未然防止のために

1. 校内体制
2. 組織対応の考え方
3. いじめの未然防止のための基本的考え方
 - (1) いじめを許さない学校づくり
4. いじめの未然防止のための取組
 - (1) 授業改善の取組
 - (2) 学級経営の充実
 - (3) 道徳・人権の授業の充実
 - (4) 学級活動
 - (5) 児童会活動等の取組
 - (6) 情報モラル教育の充実
 - (7) 校内研修の実施

III. いじめの早期発見について

1. いじめ発見の手だて
 - (1) 教師と子どもの日常の関わりをとおしての発見
 - (2) 教師全員の目による発見
 - (3) アンケート調査
 - (4) 相談ポストの活用
 - (5) 保護者や地域との連携
2. 学校でわかるいじめ発見のポイント
 - (1) いじめられている子どもが学校で出すサイン
 - (2) いじめている子どもが学校で出すサイン
 - (3) 注意しなければならない児童の様子
3. 家庭でわかるいじめ発見のポイント
 - (1) いじめられている子どもが家庭で出すサイン
 - (2) いじめられている子どもが家庭で出すサイン（インターネット関連）

IV. いじめ防止の取組年間計画

V. いじめ問題の解決に向けて

1. 発見から指導、組織的対応
 - (1) いじめの認知・対応

- (2) いじめ対策御園チームの招集
- (3) いじめを把握した際の対応
- (4) 事実の究明
- (5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導・保護者との連携
- (6) いじめの検証について
- (7) いじめの再発防止について
- (8) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- (9) 個人調査（アンケート等）について
- (10) 警察への相談・通報

VI. 重大事態への対処

1. 重大事態の発生と報告

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の報告

2. 重大事態の調査

3. 調査結果の提供及び報告

- (1) いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
- (2) 調査結果の報告

いじめの防止計画

I. いじめ問題の基本認識

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆ いじめは人間として絶対に許されないものである

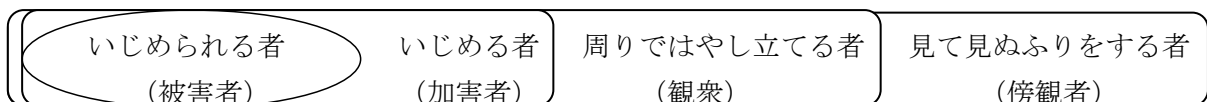
- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子を必ず守り通す」ということ。
- いじめは重大な人権侵害であり、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

◆ いじめの特徴

—いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである—

1. いじめの構造

いじめは「いじめられる子」と「いじめられる子」という二者だけで成立するのではなく、「四層構造」になっています。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることとなります。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転することもあります。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。

2. いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある心理的ストレスのはけ口として発生します。
- ・相手の人権の配慮に欠け、個性を柔軟に受け入れることができなくて発生します。
- ・相手に対するねたみや嫉妬の感情から発生します。
- ・遊び感覚やふざけ意識の度が過ぎて発生します。
- ・自分がいじめのターゲットにならないための、回避感情から発生します。

3. いじめの様態

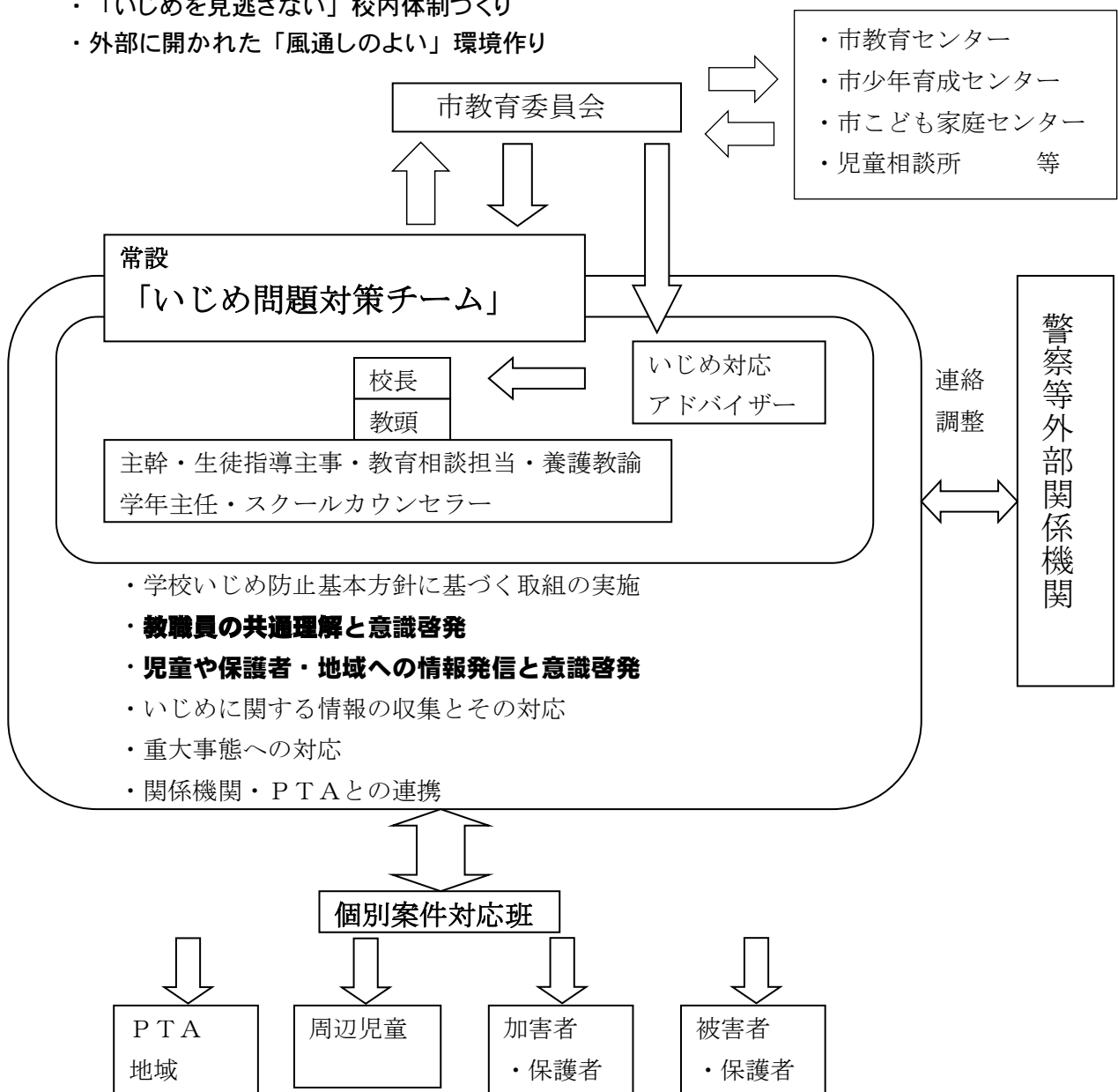
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤー、オンラインゲーム等、インターネット上で誹謗中傷やいやなことをされる。

Ⅱ. いじめの未然防止のために

1. 校内体制

- ・「いじめを見逃さない」校内体制づくり
- ・外部に開かれた「風通しのよい」環境作り



◎対応後に、必ず全職員での共通理解をはかる。

2. 組織対応の考え方

いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こりうるとの前提のもと、担任や一部の教職員だけで抱え込まないことが大原則。

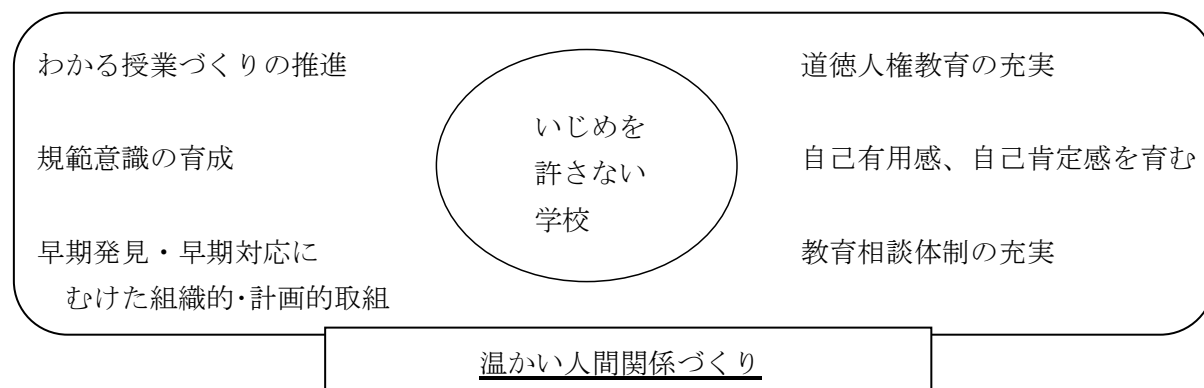
- いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
- 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
- 時系列に沿って、経過の記録を残しておく。（野々市市へいじめの報告書を提出する。）
- いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。

3. いじめの未然防止のための基本的考え方

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

(1) いじめを許さない学校づくり

「いじめは絶対に許されない」という子どもの意識を高めるとともに、自己を大切に、友だちを思いやる心を育み、日常的なトラブルがいじめに発展していきかないように、未然防止を図っていく。



4. いじめの未然防止のための取組

(1) 授業改善の取組

日々の学校生活の改善がいじめの未然防止につながるという観点から、生徒指導の視点「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を活かした授業改善を行い、安心安全な風土の醸成を行う。

- ・『みその7つのルール』『みそのびスタイル』を設定し、共通した学習指導に当たる。
- ・「わかる授業」「楽しい授業」を目指し、子ども同士が学びあえる場のある授業づくりを行う。
- ・学校研究の重点（聴くこと含む）をもとに、根拠を明確にした考えが持てる子を育成する。
- ・相互参観を行い、お互いの授業を見合い、アドバイスをもとに授業改善を行う。
- ・児童自身が自分の感情に気付き、適切に表現することについて学び、自己理解や他者理解を促進する授業を取り入れる。

(2) 学級経営の充実

- ・子どもにとって「安心安全な風土の醸成」を支援し、居心地のよい学級になるよう、子どもに対して教師は受容的、共感的な姿勢で向かい、互いを認めあえる学級を作る。
- ・友達の良いところや頑張っているところを伝えるために「いいねカード」を書き、温かい人間関係の構築を目指す。
- ・学級のルールや規範が守られる学級を作る。
- ・人権意識に欠けた言葉（ちくちく言葉など）が使われず、正しい言葉遣いができる学級を作る。
- ・教師は、日頃から意識して児童を認める声かけ（ボイスシャワー）をする。
- ・担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- ・いじめ防止のチェックを行い、教師自身がいじめ防止に対する意識を高める。
*いじめ問題への取組チェックを教員が行う

(3) 道徳・人権の授業の充実

- ・いじめを題材とした授業を指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を育める授業を工夫し、人権意識を高めていけるようにする。（特に B 相互理解・寛容）
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導を充実させる。

(4) 学級活動

- ・学級活動（1）を充実させ、児童が課題を見だし、話し合い、合意形成したものに取り組むことによって、自治的能力を育てる。
- ・スクールカウンセラーによる授業や構成的グループ・エンカウンターを活用し、人間関係づくりを積極的に行い、いじめの未然防止につとめる。
- ・12月を「いじめ問題強化月間」とし、いじめを題材として取り上げ、未然防止や解決の手だてについて話し合う。

(5) 児童会活動等の取組

- ①児童会が中心となり、より良い学校を自らつくるという意識を育てていく。
 - ・委員会や学級などを単位としたあいさつ運動等、学校のきまりや生活目標を守ることをもとにした取組を行う。
 - ・学校行事では、縦割り活動や係活動、応援団による活動を通し、異学年で協力して楽しむ機会を取り入れる。
- ②感謝の気持ちや人を思いやる心を育むために体験活動を取り入れた取組を行う。
 - ・学年の縦割りで異学年交流を行い、互いに助け合う場を持つ。日々の清掃も縦割りで行い上級生と下級生が助け合って作業する。
 - ・1～5年生は6年生に対する感謝の気持ちを伝えるために、6年生は1～5年生に対する感謝の気持ちを伝えるために行事を企画したり、寄せ書きを作ったりする。

(6) 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育やデジタルシティズンシップ教育を児童の発達段階に応じて推進する。

- ・年間計画に基づき、インターネットの有効活用とそこに潜む危険性について指導する。
- ・PTAと連携し、外部講師を招いてネットいじめ防止講演会を実施する。
- ・携帯電話等については、家庭と連携しながら、児童のオンラインゲームやユーチューブ等の利用状況を把握し、家庭と学校の取組を進めるとともに、問題が発生した場合は、適切に指導を行う。

(7) 校内研修の実施

教職員の共通理解を図るために、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

- ・いじめ防止基本方針を全教職員で共通理解する。
- ・いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・ミニ研修会を行う。(野々市市生徒指導主事会議で定めたものを含む)
- ・外部講師を招き、いじめ防止等についての研修を行う。

(8) 家庭や地域との連携

- ・いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童、保護者や地域住民がいじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるように工夫する。
- ・いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関に説明する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得る認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。
- ・児童同士のトラブルが発生した場合には、学校・家庭・地域が協力し、児童に適切に寄り添いながら支援し、児童が自分たちでトラブルを解決する力を育成する。

III. いじめの早期発見について

いじめ問題への取組については、いじめ問題対策チームや教職員がそれぞれの立場で定期的にチェックを行い、点検結果を共有し課題を明確にしながら必要な改善を行っていくことが大切である。

1. いじめ発見の手だて

(1) 教師と子どもの日常の関わりをとおしての発見

- ・子どもの日記、休み時間や長休み、昼休み、放課後の雑談の中から気になるサインを見逃さず、早期に対応する。*いじめ発見のチェックポイント(学校用)

(2) 教師全員の目による発見

- ・多くの教師がさまざまな教育活動をとおして子どもと関わることで、発見の機会を多くする。また、教師間のコミュニケーションを密にし、情報交換を図る。
- ・教室と職員室の移動経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることで、気になる場面の発見につなげる。
- ・休み時間・長休み・昼休み、放課後の校内巡視を行い、発見につなげる。

(3) アンケート調査

- ・生活アンケートの実施を、形式を変えながら月一回行う。
- ・生活アンケートは原則毎月第1週に実施する。
- ・原則第2週目は、児童理解のための学年会を行う。アンケートを行った月は学年でその内容を共有し、集計表を記入の上、生徒指導まで提出する。
- ・児童理解の学年会では、困り感等を持っている児童への具体的な支援や指導について学年で話し合い、いじめ不登校、問題行動の未然防止に役立たせる。
- ・形式は記名・無記名アンケートなどを行う。また、アンケートの内容に、いつから、誰から、内容について分かりやすくする。
- ・アンケート結果は、生徒指導部で集計し、必要に応じて「いじめ対策特別委員会」を招集し、対応に当たる。
- ・アンケートの分析は、学年間でも共有し、記述内容の分析には場合によってスクールカウンセラーや生徒指導サポーター等の専門的な立場からも助言をもらう。
- ・学年はじめや長期休暇明けなど、子どもの間関係に変化が見える時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じるころに、よりきめ細かに行う。(不登校対策にも活用する)
- ・安易に問題を解消したと捉えずに、その後の経過を観察する。また、加害、被害それぞれに繰り返し出てくる児童には特に注意を払い、指導を行う。

(4) 相談ポストの活用

- ・相談ポストを設置し、子どもが話しやすい人と話せる場をもうけるようにする。

(5) 保護者や地域との連携

- ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考えや取組を保護者や家庭に知らせ、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・気になる児童の様子等を保護者へ連絡し、学校と家庭で連携し、問題が深刻になる前に指導に当たる。

2. 学校でわかるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、仕草などで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

(1) いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い（机を合わせないなど） ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人であることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る

(2) いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配付物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際など、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待たせて一緒に帰る

(3) 注意しなければならない児童の様子

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 実行委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

* SNS：ソーシャル・ネットワーク・サービスの略。インターネット上で気軽に交流できるコミュニティサイト。（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

3. 家庭でわかるいじめ発見のポイント

学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

(1) いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ・ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

(2) いじめられている子どもが家庭で出すサイン(インターネット関連)

- ・パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

IV. いじめ防止の取組年間計画

4月	「いじめ問題対策チーム」の設置
	「いじめ問題対策会議」の開催
	生徒指導研修会において「いじめ防止基本方針」の確認
	気になる児童に対し、事前の電話連絡
	児童理解の会
	SCの紹介
5月	生活アンケート（記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告
6月	生活アンケート（無記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告
7月	生活アンケート（記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告
8月	生徒指導サポーターによる事例を交えた生徒指導研修会
	気になる児童に対し、事前の電話連絡
	いじめ問題対策会議
	いじめ対応アドバイザーとの懇談（1回目）
9月	生活アンケート（記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告
10月	生活アンケート（無記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告
	SCによる授業（4年・5年）
	ピュアキッズスクール（2年・5年）
11月	弁護士によるいじめ予防教育（6年）
	生活アンケート（記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告
12月	生活アンケート（記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告
	いじめ対応アドバイザーとの懇談（2回目）
	「いじめ問題強化月間」として児童の考案による取り組みを実施
1月	生活アンケート（記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告

2月	生活アンケート（記名）
	主任会議後「いじめ問題対策会議」職員会議後「児童理解の会」学年報告
3月	生活アンケート（記名）
	御園小いじめ防止基本方針の改訂
	年間のふりかえり・次年度への引継ぎ

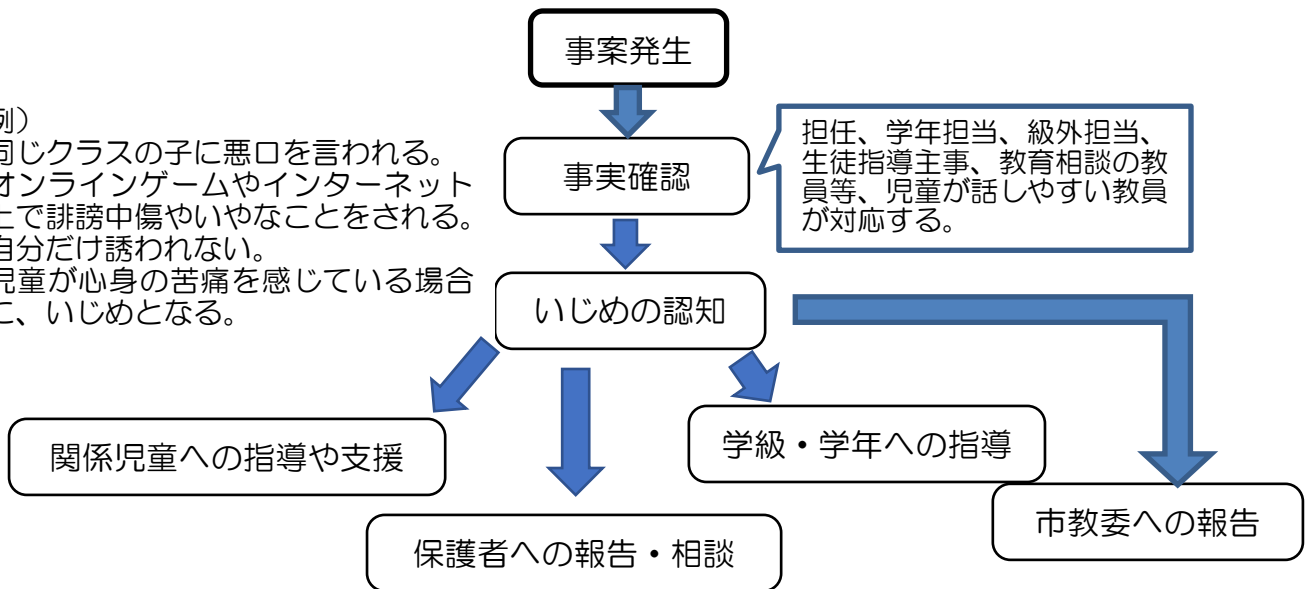
V. いじめ問題の解決に向けて

いじめを発見した場合は、全体に対する指導に終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底し、双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

1. 発見から指導、組織的対応

(1) いじめの認知・対応

- (例)
- ・同じクラスの子に悪口を言われる。
 - ・オンラインゲームやインターネット上で誹謗中傷やいやなことをされる。
 - ・自分だけ誘われない。
- ※児童が心身の苦痛を感じている場合に、いじめとなる。



(2) いじめ問題対策御園チームの招集

校長、教頭、主幹、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導サポーター等で班を編成する。

*事案に応じて、メンバーを柔軟に編成する。

(3) いじめを把握した際の対応

- ① いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア
- ② 被害者のニーズの確認
- ③ いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④ いじめの解消

※生徒指導提要より

(4) 事実の究明

いじめの状況やきっかけ等、時間をかけて聴き、事実に基づいた指導ができるようにする。聴取は、〔いじめられた子ども〕→〔周りの子ども〕→〔いじめた子ども〕の順で行う。

＜事情聴取の流れ(いじめた子ども)＞

- ・ 教員側が複数で行い、事実を聞くという姿勢を通す。
- ・ 子どもと関わった教師が一堂に会し、正しい行為かいけない行為かを一つ一つ確認する。（「いじめ」という言葉は、教師側からできるだけ出さないようにする。）
- ・ 最終的に「いじめ」という言葉は、子どもから出させるようにする。
- ・ 子どもに指導後、これからの行動や友だちとの関わり方について話し合う。
- ・ 3ヶ月は観察を行う必要がある。その後も経過観察を行う。

＜事情聴取での留意点＞

- ・ いじめられた子ども、周りの子どもに事情聴取する時は、人目につかない場所や時間、話しやすい人などを配慮する。
- ・ 食い違いがないように複数の教員で確認しながらすすめる。
- ・ 情報提供者については秘密を厳守し、仕返しが起こらないよう細心の注意を払う。

＜事情聴取でのタブー＞

- ・ いじめられた子どもといじめた子どもから同じ場所で事情を聴くこと。
- ・ 両者の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ 注意、説教のみ、または単に謝ることだけで終わること。
- ・ 両者の話し合いによる解決だけを促すような指導をすること。

(5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導・保護者との連携

①いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・ どんな理由があっても、必ず守り通す姿勢を示し、子どもの見方になる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等に相談するよう指導し、その雰囲気を作る。
- ・ 冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図りながら事実関係を正しく把握する。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自分から進んで取り組めるような活動をとおして、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つ外国につながる児童、性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童など、児童生徒一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導・支援を行う。

【経過観察】

- ・ 謝罪だけで解決したという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 日記や面談などを定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 自己肯定感を回復するために、授業、学級活動などで活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

- ・心のケアのために専門機関やスクールカウンセラーと連携し、相談する機会を持ち心の安定を図る。
- ・いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒には、安心して学べる環境を確保し、継続的に支援する。

【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意し、小さな変化にも気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通す姿勢で安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

②いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめは絶対に許されないこと、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内での立場をふりかえらせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- ・児童のこじれた人間関係をほどいていくことを目的として、児童が「ごめんなさい」を言う場面とそれを許す場面を積極的に作る。
- ・いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安全・安心・健全な人格の発達に配慮する。

【経過観察】

- ・いじめた子どもの不満などの心理を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・日記や面談をとおして教師との交流を続けながら、成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等をとおして、プラスの方向にエネルギーを向かわせ、良さを認めていく。
- ・解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで続いていることもあるので、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示し、本人に充分言い聞かせる。
- ・子どもの変容をはかるために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。
- ・学校が家庭と連携して、子どものより良い成長に取り組むことを保護者に伝え理解を得る。

③周囲の子どもへの対応

【学校】

- ・いじめは、個人ではなく、学級や学年の問題として理解させ、教師が子どもと本気で取り組んでいくことを確認する。
- ・いじめの事実を伝えることは「ちくり」ではなく、つらい立場にある人を救うことであり、人権を守ることを理解させる。
- ・周囲ではやし立てたり傍観したりしていた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・いじめられていた子は周囲の子どもの態度をどのように感じていたかを考えさせ、これからどのような行動をしたらよいのかも考えさせる。

【経過観察】

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向かうようにしていく。
- ・いじめは解決したと思われる場合でも、十分注意を払い、継続して指導を行っていく。
- ・いじめを許さない集団づくりむけた話し合いの場を持つ。

【家庭】

- ・周囲ではやし立てたり、傍観したりしていた子もいじめの問題に関わっていることを十分に言い聞かせる。
- ・そのときの取るべき行動はどうあるべきだったかを、本人と保護者が一緒に考える。

④いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えだけでなく、どんな些細な相談でも真摯に受け止め、誠意ある対応を心がける。
- ・保護者との話し合いの機会を持ち、学校は、徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応策を具体的に伝える。
- ・いじめについて、学校が把握していることや経緯等にかくさずに保護者に伝え、保護者からの子どもの様子についても情報提供を受ける。

⑤いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、いじめの深刻さについて認識してもらおう。
- ・いじめは絶対に正当化できないものという毅然とした姿勢で、家庭でも十分言い聞かせてもらうようにする。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・インターネットが関係したいじめに対しては、インターネットの危険性や問題点を保護者に理解してもらい、その利用についてはルール作りから禁止まで再発防止に取り組んでもらうようにする。

⑥保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(6) いじめの検証について

- ・毎月のいじめ調査の結果は一覧表にまとめ、クラス、学年、ブロック、そして学校全体の児童の傾向を様態や訴え数等から分析する。
- ・いじめアンケートや具体的ないじめ事案から見つかった課題には、全職員で共通した取り組みを行う。取り組み内容は、いじめ問題対策御園チームで決定し、生徒指導主事を中心にして行う。（エンカウンターを集中して行う。学級会を一斉に行う。暴力を絶対に許さない指導、言葉による解決方法を指導する等）。
- ・結果はいじめ対応だけでなく、学期末、学期初めに児童への声かけアプローチの資料としても活用し、不登校対策を行う。また、学年会で、次の学年への取り組みにつなげていく。

(7) いじめの再発防止について

いじめを受けた生徒が安心な生活を取り戻すよう、継続的に見守ったり、同様のいじめを繰り返さないよう、後の指導に生かしたりするなど、適切な再発防止の措置を行う。

① 被害者に対して

- ・経過の確認や見守りを行い、その報告を保護者に行う。本人、保護者の意向を尊重した対応をしていく。心のケアに重点を置き、複数の職員で見守り、スクールカウンセラーとの面談も必要に応じて勧めていく。

② 加害者に対して

- ・経過の確認や見守りを行い、その報告を保護者に行うとともに、その後の立ち直りについて協力関係を構築していく。スクールカウンセラーとの面談も視野に入れながら、自分自身を見つめ直させ、立ち直りを支援していく。

③ 継続的な見守り

- ・いじめ事案に対応した後には、いじめを受けた生徒が安心な生活を取り戻せるよう、継続的な見守りをするのが重要である。「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを児童本人及び保護者との懇談等で確認できている」ことで、いじめが解消していると言える。全職員の協力の下、継続した見守りをしなければならない。

④ いじめが「解消している」中での対応

- ・「解決したと思っていたいじめが継続していた」あるいは、「いじめる立場が逆転して再発した」等といったことが事例もあることから、経過観察は保護者とも連携して行う。さらに、解消した後もいじめ問題に係る情報を共有し続けることで、より長期的な見守りを行う。必要に応じて、いじめ問題対策チームを招集し、いじめ問題の再検討と

追加支援策を検討する。

(8) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

① 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・教育委員会と連携して、WEB チェッカーズに定期的に参加しインターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ICT サポーターと共に児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう保護者に周知する。

② 「ネットいじめ」の対応について

- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ 削除依頼等の手順について

- ・事実の確認について、被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。
- ・対応方針の検討把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。
- ・児童への対応について、被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。
- ・インターネット上の対応について、書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることを先決とする。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。
- ・事後の経過の確認について、書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアとともに、その後の書き込み状況の経過を見る。

(9) 個人調査（アンケート等）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。

(10) 警察への相談・通報

(「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」令和5年2月7日 文科省より)

重大ないじめ事案等は学校から警察への相談・通報を行い、適切に援助を求めていく。そのため、学校と警察は日常的に情報共有や相談を行える体制を構築していく。学校のみで対応するかどうかの判断に迷う場合であっても、被害生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談や通報を行うことを積極的に考えていく。また、インターネット上のいじめのうち、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

<警察に相談または通報すべきいじめの事例>

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。	暴行
無理やりズボンを脱がす。	
感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害
断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝
断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	
靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。	窃盗
財布から現金を盗む。	
自転車を壊す。	器物損壊等
制服をカッターで切り裂く。	
度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要
本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫
特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱
同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与
同級生に対して、スマートフォンで自分の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。	児童ポルノ提供等
同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。	
同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の物に提供する。	

(11) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ・ この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ・ 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、必要な措置を講ずるとともに、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ・ いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
 - ・ 学校は、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

VI. 重大事態への対処

1. 重大事態の発生と報告

(1) 重大事態の意味

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - 「相当の期間」の目安は年間30日
 - 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

2. 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

3. 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。